別記様式第4号(その1)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和[　]年[　]月[　]日

　　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和７年２月９日執行

[選挙名を入力]　選挙

候補者氏名　　[候補者名を入力]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  (該当する番号の下[ ]に○印を入力してください。) | 1  [[　]] | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | 2  [[　]] | 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | [住所又は所在地]  [氏名又は名称]  [代表者の氏名] | | | | | |
| 車種及び自動車登録番号、車両番号又は標識の番号 | 運送等の年月日 | | 運送等の金額 | | | 備考 |
| [車種]  　[登録番号] | 令和[　]年  [　]月[　]日 | | [　]円 | | |  |
|  | 令和　年  　月　日 | | 円 | | |  |
|  | 令和　年  　月　日 | | 円 | | |  |
|  | 令和　年  　月　日 | | 円 | | |  |
|  | 令和　年  　月　日 | | 円 | | |  |
|  | 令和　年  　月　日 | | 円 | | |  |
|  | 令和　年  　月　日 | | 円 | | |  |

備考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

　　2　運送事業者等が今治市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、今治市に支払を請求することはできません。

　　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

　　　(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　　　(2)　(1)以外の場合　16,100円

　　5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)のいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

　　6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。

　　7　5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、今治市に支払を請求することはできません。

別記様式第4号(その2)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和[　]年[　]月[　]日

　　次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和７年２月９日執行

[選挙名を入力]　選挙

候補者氏名　　[候補者名を入力]

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | | [住所又は所在地]  [氏名又は名称]  [代表者の氏名] | | | |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、車両番号又は標識の番号 | | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 令和[　]年  [　]月[　]日 | [　　　　　　　] | | [　　]L | [　]円 |  |
| 令和　年  　月　日 |  | | L | 円 |  |
| 令和　年  　月　日 |  | | L | 円 |  |
| 令和　年  　月　日 |  | | L | 円 |  |
| 令和　年  　月　日 |  | | L | 円 |  |
| 令和　年  　月　日 |  | | L | 円 |  |
| 令和　年  　月　日 |  | | L | 円 |  |

備考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号(地方税法(昭和25年法律第226号) 第463条の18第3項(同法第1条第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識の番号をいう。)のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

　　2　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、車両番号又は標識の番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号、車両番号又は標識の番号を記載してください。

　　3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、車両番号又は標識の番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　　4　燃料供給業者が今治市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

　　5　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、今治市に支払を請求することはできません。

　　6　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

　　7　公費の負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また選挙運動用自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

別記様式第4号(その3)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和[　]年[　]月[　]日

　　次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

　令和７年２月９日執行

[選挙名を入力]　選挙

候補者氏名　　[候補者名を入力]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運転手 | 住所 | | [住所を入力] | |
| 氏名 | | [氏名を入力] | |
| 雇用年月日 | | 報酬額 | | 備考 |
| 令和[　]年  [　]月[　]日 | | [　]円 | |  |
| 令和　年  　月　日 | | 円 | |  |
| 令和　年  　月　日 | | 円 | |  |
| 令和　年  　月　日 | | 円 | |  |
| 令和　年  　月　日 | | 円 | |  |
| 令和　年  　月　日 | | 円 | |  |
| 令和　年  　月　日 | | 円 | |  |

備考

　　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

　　2　運転手が今治市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、今治市に支払を請求することはできません。

　　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。

　　5　同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。

　　6　候補者が指定した運転手以外の運転手は、今治市に支払を請求することはできません。

別記様式第5号(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

令和[　]年[　]月[　]日

　　次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和７年２月９日執行

[選挙名を入力]　選挙

候補者氏名　　[候補者名を入力]

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | [住所又は所在地]  [氏名又は名称]  [代表者の氏名] |
| 作成枚数 | [　]枚 |
| 作成金額 | [　]円 |
| 当該選挙区におけるポスター掲示場数 | ３５９　箇所 |

　備考

　　1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

　　2　ポスター作成業者が今治市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、今治市に支払を請求することはできません。

　　4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　　(1)　枚数

　　　　　当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

　　　(2)　限度額

1. 単　価　1,423円
2. 限度額　1,423円×359枚＝510,857円

別記様式第6号(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

令和[　]年[　]月[　]日

　　次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和７年２月９日執行

［選挙名を入力］選挙

候補者氏名　　[候補者名を入力]

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | [住所又は所在地]  　[氏名又は名称]  　[代表者の氏名] |
| 作成枚数 | [　]枚 |
| 作成金額 | [　]円 |

　備考

　　1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

　　2　ビラ作成業者が今治市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、今治市に支払を請求することはできません。

　　4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　　(1)　枚数

　　　　　ア　今治市長選挙　16,000枚

　　　　　イ　今治市議会議員選挙　4,000枚

　　　(2)　限度額

　　　　　7円73銭(単価)×当該作成枚数＝限度額